

関するお知らせ！

受付開始
2月2日

平成26年分所得税の確定申告や平成27年度分町道民税の申告が始まります。これらの申告は、国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料などの計算のための基礎資料にもなりますので忘れずに行ってください。なお、下表「確定申告・町道民税申告の日程表」のとおり、期間によって受付会場が異なりますので、お間違えのないようにお願いします。

■問い合わせ 税務課住民税係 TEL【幕】54-6604

確定申告について

確定申告とは、平成26年1月1日～12月31日の所得税額を精算するもので、次に該当する場合は申告が必要です。

① 還付の確定申告をする場合 医療費控除や寄付金控除を受ける人、平成26年中に中途退職して年末調整を受けられなかった人など、所得税を納め過ぎになっている人は、確定申告を行うことで所得税の還付を受けることができます。

② 納付の確定申告をする場合 給与から所得税が源泉徴収されていない人や事業所得、不動産所得がある人、土地や建物を売った人など

所得税法の専門知識の必要な土地・株式などの譲渡所得の申告は、税務署で行ってください。

町道民税申告について

所得税の確定申告を行う必要のない方でも、次に該当する方は町道民税の申告が必要です。

- ① 所得がない方（遺族年金や障がい年金受給者を含む）で国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
- ② 給与収入や年金収入以外に所得はあるが、所得税の確定申告は必要ない方
- ③ 国民年金の納付猶予の手続きや、税務関係の証明を受ける必要がある方

公的年金等受給者の方へ

平成23年分から、公的年金等の収入

●確定申告・町道民税申告の日程表

受付時間は午前9時から午後4時までです。今年度は、下表の日程で受け付けいたしますので、都合の良い日程をお選びいただき、申告を行ってください。

なお、各会場の初日は混雑が予想されますので、ご注意願います。

受付期間(土・日・祝日を除く)	場 所
2月2日(月) ~ 2月12日(木)	役場(2階会議室)
2月16日(月) ~ 3月6日(金)	札内福祉センター(1階講座室)
3月9日(月)	糠内コミュニティセンター
3月10日(火) ~ 3月13日(金)	役場(2階会議室)
2月2日(月) ~ 3月13日(金)	忠類コミュニティセンター(児童室)

※営業・農業・不動産所得がある方は、「収支内訳書」に記入のうえ、当日ご持参ください。

金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※ 所得税の還付を受けるための確定申告は、これまでどおり行うことができます。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、町道民税の申告が必要な場合があります。(医療費控除・生命保険料控除などの追加)

消費税課税事業者の方へ

消費税(地方消費税を含む)の税率は、平成26年4月1日から8%です。平成26年分の消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告書は、課税取引を旧税率(5%)が適用されたものと新税率(8%)が適用されたものとに区分して帳簿等に基づき作成する必要があります。

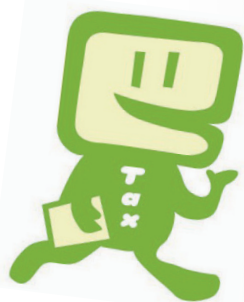
※平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

帯広税務署からのお知らせ

帯広税務署では、次のとおり確定申告の会場を開設します。

混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合や、早めに受け付けを終了させていただく場合があります。

- ◆ 開設期間 平成27年2月9日(月)～3月16日(月)までの平日
- ◆ 時間 午前9時～午後5時まで
- ◆ 申告会場 帯広税務署(帯広市西5条南6丁目1番地)
- ◆ 問い合わせ 帯広税務署(24、2161)

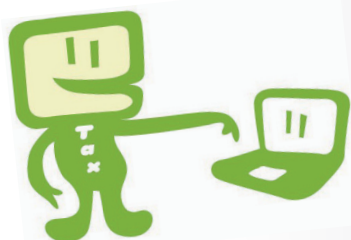


確定申告・町道民税申告に

●各控除の内容と申告に必要な書類

項目	必要書類
・控除を証明するもの	
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月～12月に支払った国民健康保険税などの領収書や納付証明書 国民年金保険料控除証明書など
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除証明書
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> 地震保険料控除証明書 平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など 障害者控除対象者認定書（65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち町が認めた人へ発行。障害福祉係へ申請が必要）など
医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月～12月に支払った医療費などの領収書（領収書はお返しできませんので、必要な場合は切手を貼った返信用封筒を持参してください） 明細書や集計票（合計金額は必ず計算しておいてください。なお、高額療養費や生命保険契約などに基づく給付金の支給がある場合は差引く必要があります）
住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（窓口で交付されるもの。コピー不可） 金融機関が発行する借入金の年末残高証明書 家屋の登記事項証明書（敷地の購入のためのローンがある場合は土地の登記事項証明書） 家屋、土地の請負契約書または売買契約書（取得年月日・面積・取得価格がわかるもの）のコピー <p>※住民票の写しおよび登記事項証明書については、平成27年1月1日以降交付のもの ※増改築やバリアフリー改修工事の場合は税務署で申告してください。</p>
寄付金控除	<ul style="list-style-type: none"> 寄付先発行の領収書（平成26年1月1日から12月31日までに行った寄付で、ふるさと納税などの寄付金合計額が2,000円を超えた部分の寄付金が控除の対象となります。ただし、総所得額の40%が限度です。）
・収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> 給与や年金の源泉徴収票の原本
・所得税が還付になる場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人名義の振込先口座のわかるもの（預金通帳など）
・その他必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑（認印で可）

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙等確定申告に必要な書類は、役場税務課、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所にあります。



e・TAX（インターネット／国税電子申告・納税システム）は、ご自宅からインターネットを利用して申告や申請などができる便利なシステムです。

● **e・TAXに必要なもの**
インターネットのできる環境に加えて、電子証明書とICカードリーダーライタが必要です。

● **e・TAXを利用するメリット**
① 添付書類の提出省略 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。

② 還付がスピーディー e・TAXで申告された還付申告は、書面申告と比べて3週間程度短縮して処理されます。

③ 24時間受付 所得税の確定申告期には、24時間e・TAXの利用が可能です。

e・TAX
で確定申告

受付期間

3/16日 まで
24時間受付